

01-039

特別支援学校における虐待件数の国際比較

堀口 寿広¹⁾、高梨 憲司²⁾、佐藤 彰一³⁾、曾根 直樹⁴⁾

国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所¹⁾、
千葉市視覚障害者協会²⁾、
國學院大學 法科大学院³⁾、
日本社会事業大学 専門職大学院⁴⁾

【目的】文部科学省が体罰について把握した件数によると、特別支援学校での件数（平成24年度）は47件で学校数に対する発生率としてみると3.59%であり、それ以外の学校での発生率10.83%に比べて少ない。一方、児童生徒数に対する比率をみると特別支援学校では0.07%であり、学校全体での比率0.10%に近い。障害者虐待防止法は就学する障害児への対応として間接的防止措置を規定したものの学校での虐待について定義をしておらず、いわゆる関連事案の発生状況は明確ではない。特別支援学校における虐待について海外の報告を参照し我が国の報告と比較した。

【方法】全国の特別支援学校を対象に実施した、保護者からの「子どもが職員から虐待を受けた」という相談事案の調査（平成27年）結果をもとに、回答のあった学校での発生率から全体の発生率を推計した。この数値をもとに、学校等への公的な査察制度が整備されている英国、オランダの報告やその他の国の報告との比較を行った。

【結果】保護者からの相談事案の頻度について、児童生徒数に対する発生率として平成26年度の調査から推計される支援学校全体での比率は0.02%-0.05%（95% CI）であった。他方、英国の審判所が2017年に受けた特別支援学校に通う子どもの保護者からの申し立て件数は4,988件で、年々増加していた。また、オランダの報告では、（中等）特別支援学校で把握され査察の対象となった事案は教職員によるもの以外を含めて年間140件（2017～2018年）であり、児童生徒数に対する比率は0.20%、そのうち身体的虐待は57件で児童生徒数に対する比率は0.08%であった。

【考察】国による特別支援教育制度の違いを考慮する必要があるが、身体的虐待の事案の発生率について、児童生徒数に対する比率は日本とオランダでは近似した水準と考えた。また、保護者からの相談件数は虐待事案の件数と等価ではないが、我が国の相談事案の頻度は虐待全体の発生率が英国やオランダに比して少ないことを示すものと考えた。公的な査察制度がない我が国では発見されていない事案も推測されることも考え、障害者虐待防止法の間接的防止規定に即した校内での相談体制の整備とあわせて、海外の査察制度を参考にして保護者からの相談に対応できる第三者機関の検討が待たれる。

01-040

健やか親子21（第2次）中間評価と今後

山縣 然太郎¹⁾、秋山 有佳¹⁾、山崎 嘉久²⁾、上原 里程³⁾、松浦 賢長⁴⁾、市川 香織⁵⁾、永光 信一郎⁶⁾

山梨大学 大学院総合研究部 医学域 社会医学講座¹⁾、
あいち小児保健医療総合センター²⁾、
京都府立医科大学³⁾、
福岡県立大学⁴⁾、
東京情報大学⁵⁾、
久留米大学医学部小児科⁶⁾

健やか親子21（第2次）の中間評価は全52指標についての評価の結果、34指標（65%）が改善しており、大きく悪化した指標はなく、概ね順調に推進されていることがうかがえる。一方で、いくつかの課題も明らかになった、その一つが。母子保健における都道府県の役割が十分に果たされていないことである。これは、母子保健施策推進のあり方に係る問題である。地域保健法などにより住民サービスのほとんどを市区町村が担うことになったとはいえ、高度専門知識・技術の提供や健康の地域格差是正のための助言、精度管理や情報利活用の支援など都道府県が市区町村と連携してすべきことは多い。今回の検討会では新たな指標として追加するには至らなかったが、今後に向けて検討が必要な項目として、次のことが挙げられた。1)産後メンタルヘルス対策についてのポピュレーションアプローチの指標の必要性 2)父親の育児参加や心身の健康に関する指標の必要性 3)口腔機能の発達に関する指標の必要性 4)ICTが子どもの健康、子育てに及ぼす影響に関する指標の必要性 中間評価は成育基本法の施行を見据えて、成育基本法における成育医療等基本方針の策定にあたって、現在の母子保健の課題と方略を明確にすることが期待されていると認識している。一方で、健やか親子21（第2次）は第1次の時には含まれていた医療分野についての指標をほとんど含んでいない。医療や福祉分野の課題と方略もあらためて整理をして、成育過程にある者とその家族および妊婦の心身の健やかな健康を確保するために、関連団体等が協同できる保健、医療、福祉の包括的、継続的な総合施策を示した基本方針の策定を期待したい。